

令和4年度第1回新発田市自立支援協議会（全体会）次第

日時：令和4年6月27日（月）
午後1時30分から午後3時30分
会場：健康長寿アクティブ交流センター
きやり館2階交流室

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

（1）報告事項

- ① 新発田市自立支援協議会の協議等経過について・・・・・・・・・・【資料1】
- ② 新発田市地域生活支援拠点システムについて・・・・・・・・・・【資料2】
- ③ 「第6期新発田市障がい者計画、第6期新発田市障がい福祉計画、第2期新発田市障がい児福祉計画」の進捗状況について・・・・・・・・・・【資料3】

（2）協議事項

- ① 日中サービス支援型共同生活援助の評価等について・・・・・・・・・・【資料4】
- ② 新発田市自立支援協議会設置要綱の一部改正（案）について・・・・・・・・・・【資料5】
- ③ 日中活動部会と就労部会の部会統合（再編）について・・・・・・・・・・【資料6】
- ④ 専門部会における座長制導入（案）について・・・・・・・・・・【資料7】
- ⑤ 令和4年度新発田市自立支援協議会年次計画（案）について・・・・・・・・・・【資料8】
- ⑥ 新発田市障がい者基幹相談支援センターの令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・【資料9】

（3）その他

4 その他

5 閉会

新発田市自立支援協議会委員名簿

(任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)

委員区分		所属・団体名	氏名	R4	出欠
第1号	相談支援事業者	新発田北地域包括支援センター	榎本 清香		欠席
		医療法人社団 有心会	片野 剛		出席
		NPO法人新発田市手をつなぐ育成会	籠島 由美子		出席
第2号	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人 新発田市社会福祉協議会	平川 真美		欠席
		社会福祉法人 加治川郷 大峰寮	福地 徹		出席
		社会福祉法人 のぞみの家福祉会	樺沢 浩		出席
		下越福祉行政組合	松澤 佳子		欠席
		社会福祉法人 七穂会	河内 朝子	交代	欠席
		NPO法人 はとの会	長谷川 千恵子		出席
第3号	保健・医療関係者	一般社団法人 新発田北蒲原医師会	阿部 洋一		欠席
第4号	教育・雇用関係機関の推薦する者	新発田市教育委員会学校教育課	角 直浩	交代	出席
		新発田公共職業安定所	仲村 恵	交代	出席
		新発田商工会議所	加藤 康弘		欠席
第5号	障害者関係団体の推薦する者	NPO法人 しば草会	本間 フサ子		出席
		新発田市身体障害者団体連合会	横山 高		出席
第6号	障害者及びその家族	新発田市手をつなぐ育成会の会員	三母 美代子		出席
第7号	学識経験者	敬和学園大学	池田 しのぶ		出席
		新潟職業能力開発短期大学校	市来 幸三		出席
		新発田市民生委員児童委員連合会	大倉 眞弓		出席
第8号	新発田地域振興局健康福祉環境部の職員	新発田地域振興局健康福祉環境部地域福祉課	皆川 謙二	交代	出席

新発田市自立支援協議会の協議等経過について

1 会議等の開催

《令和3年度（実績）》

(1) 全体会

開催日等	主な協議内容等
第1回協議会 令和3年10月8日 (市本庁舎502・503 会議室)	(1) 報告事項 ①「第6期新発田市障がい者計画、第6期新発田市障がい福祉 計画、第2期新発田市障がい児福祉計画」について ②「新発田市手話言語の普及等に関する方針」について (2) 協議事項 ①新発田市自立支援協議会各部会の協議等経過について ②新発田市自立支援協議会設置要綱の一部改正(案)について ③新発田市障がい者基幹相談支援センターの令和2年度事業 実績及び令和3年度事業計画(案)について ④-1 日中サービス支援型共同生活援助の評価等について ④-2 日中サービス支援型共同生活援助の新設に係る事前 評価について ⑤地域生活支援拠点等の整備(案)について
第2回協議会 令和4年1月27日 (市生涯学習センタ 一多目的ホール)	(1) 報告事項 ①新発田市自立支援協議会各部会の協議等経過について (2) 協議事項 ①新発田市地域生活支援拠点システムの運用方法等について ②日中サービス支援型共同生活援助の評価等について

(2) 専門部会

別紙のとおり

(3) 事務局（運営）会議

毎月開催し、全体会や部会等の進め方について事前調整を図った。

2 その他協議会の取組

(1) 障がい者就職面接会

《令和3年度》

- 開催日 令和3年10月4日（月）
- 会 場 カルチャーセンター
- 主 催 新発田公共職業安定所
- 共催等 新発田市共催、当協議会後援
(社会福祉課、障がい者基幹相談支援センター職員各1名が従事)
- 参加者 企業12社、求職者44名（50名申込）
- 成果等 延べ面接数86件、1名採用

令和3年度 新発田市自立支援協議会 相談支援部会

【令和3年度活動実績】

〈会議開催〉

会場：健康長寿アクティブ交流センター
あおり館 屋内広場

日 程	内 容
第1回 5月14日(金)	① 特別支援学校高等部3年生を担当する相談支援専門員について(報告) ② 相談支援専門員を対象としたアンケート集計結果 ③ その他(相談支援体制等)

会場：健康長寿アクティブ交流センター
あおり館 屋内広場

日 程	内 容
第2回 10月6日(水)	①相談支援事業所における空き状況の報告について ②相談支援事業所への巡回訪問(提案) ③事例検討会の開催について(提案) ④地域生活支援拠点について(協議)

【成果】

相談支援体制づくりについて、ニーズ把握を行うため、市内の相談支援専門員を対象にアンケート調査を実施した。本調査では、相談支援専門員が現在担当している件数や、ケース対応における困りごと等を回答していただいたが、この結果は、今後の取組における根拠となるものである。

令和 3 年度 新発田市自立支援協議会 暮らし部会

【令和 3 年度活動実績】

〈会議開催〉

会場：市役所 4 階・第 2・第 3 委員会室

日 程	内 容
第 1 回 11 月 4 日 (木)	〔地域生活支援拠点等の整備について〕 (1)対象者について (2)受入・対応について (3)その他

会場：市役所別館 2 階 会議室

日 程	内 容
第 2 回 12 月 1 日 (水)	〔地域生活支援拠点等の整備について〕 (1)緊急時対応の流れについて ・情報共有シートについて ・短期入所空き状況の共有について （定員を超えた受入れ可否について） (2)事業所登録及び加算について (3)その他

会場：市役所 502・503 会議室

日 程	内 容
第 3 回 1 月 6 日 (木)	〔地域生活支援拠点等の整備について〕 (1)情報共有シートについて (2)短期入所事業所の空き状況確認方法について (3)事業所登録について (4)モニタリング時期の平準化について (5)その他

【成果】

〈地域生活支援拠点システムについて〉

① 目的の共有

障がいのある人の重度化・高齢化や、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域全体で支える体制づくりを目的としたものであることを共有した。

② 緊急時の受け入れ・対応の仕組みづくり

地域生活支援拠点における5つの機能（「相談」「体験の機会・場」「緊急時の受け入れ・対応」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」）のうち、「緊急時の受け入れ・対応」の仕組みづくりを行った。具体的には緊急時に支援が見込めない対象者の事前把握から、常時の連絡体制や短期入所における緊急受入れ、また、受入れ後の対応に至るまでの各々の関係機関の役割・流れを明確にした。

令和3～4年度 新発田市自立支援協議会 児童部会

1. 児童部会

【令和3年度活動実績】

(1) 会議開催

会場：新発田市豊浦庁舎 2 階大会議室

日 程	内 容
第 1 回 5月20日（木）	①放課後等デイサービス事業所の現状 ②教育委員会における就学相談 ほか

会場：健康長寿アクティブ交流センター屋内広場

日 程	内 容
第 2 回 12月16日（木）	①新規放課後等デイサービスの紹介 ②「放課後等デイサービス利用手続き案内」の改訂について ほか

【成果】

- (1) 令和 3 年度末までに、新発田市内の学校に通う児童を受け入れる放課後等児童デイサービスが 14 か所開設された。そのため、部会内で放課後等児童デイサービスの数の不足は解消されたということを確認した。
- (2) 部会参加者の中から、教育分野との連携の必要性があがっていた。障がい児相談支援事業所および放課後等デイサービス事業所向けに、教育委員会学校教育課より就学相談について説明いただき、こういった流れで障がい福祉デイサービス受給要件となる特別支援学級在籍となるのか、放課後の過ごし方はこういった説明があって選択されているのかを知ることができた。
- (3) ①ケース会議開催時等の学校側窓口のアドバイス②会議開催等に関して必要に応じて教育委員会から各学校へ連絡をいれていただけること③児童生徒の発達や就学について困っていることがあった際に相談支援専門員を通して教育委員会へ相談する流れを確認する等行い、より教育と福祉の連携しやすい仕組みについて話し合うことができた。

【課題】

- (1) 新発田市内の特別な支援を要するお子さんたちが健やかに成長し、ご家族と地域で安心して暮らせるようにするために教育と福祉の連携のさらなる強化に資する取り組みが必要である。(例 わかりやすい放課後等デイサービスの情報提供 等)

2. 児童部会（医療的ケア児について）

【令和 3 年度活動実績】

(1) 会議開催

会場：イクネス新発田

日 程	内 容
第 1 回 3 月 22 日（火）	①医療的ケア児支援法の趣旨確認 ②医療的ケア児の支援に関する課題整理 ③今後の医療的ケア児支援の検討の場について

【令和 4 年度活動実績】

(1) 会議開催

会場：新発田市役所 会議室 501・502

日 程	内 容
第 1 回 5 月 30 日（月）	①実態把握の方法について ほか

【成果】

- (1) 令和 3 年 9 月に医療的ケア児支援法が施行され、長岡療育園の桑原氏に講義をしていただいた。講義を受けたことで、法律の中で「国・地方公共団体が医療的ケア児の支援に係る施策を実施する責務と保育所・学校の設置者が適切な支援を行うことの責務」があることを参加者全員の共通理解を得ることができた。
- (2) 新発田地域の医療的ケア児（重症心身障がい児含む）が、現在どのような困り感を抱えているか把握するために、平成 30 年度のアンケート調査を活かしながら実態把握を関係機関から行うことを確認した。

令和 3 年度 新発田市自立支援協議会 日中活動部会

(1) 会議開催 会場：健康長寿アクティブ交流センター あおり館 屋内広場

日 程	内 容
第 1 回 6 月 23 日 (水)	①特別支援学校高等部 3 年生の卒業へ向けたスケジュール等について ②特別支援学校在籍者の卒業後の進路先 (傾向) について (アンケート結果の共有)

【成果】

- (1) 令和 3 年 6 月に開催された日中活動部会で、特別支援学校卒業時をはじめ、事業所選択の際に活用できるガイドブック (仮称：新発田市版ガイドブック) を作成することとなった。そこで、ガイドブックのレイアウト (案) を自立支援協議会事務局内で作成した。
- (2) 日中活動部会に参加した機関を対象に、作成したガイドブックのレイアウト (案) について意見を募った。寄せられた意見を基に、レイアウト (案) を構成し直した。
- (3) 令和 3 年度の報酬改定で、相談支援専門員が学校での個別懇談会等の会議に参加することで、モニタリング等でなくても加算が算定できるようになったことを部会の中で情報提供している。結果的に、学校側と相談支援専門員の更なる連携強化に繋がった。

【課題】

特別支援学校卒業時をはじめ、事業所選択の際に活用できるガイドブックを日中活動部会で作成し、より良い事業所選択に繋げていく必要がある。

令和3年度 新発田市自立支援協議会 就労部会

【令和3年度活動実績】

(1) 会議開催 会場：健康長寿アクティブ交流センター あおり館 屋内広場

日 程	内 容
第1回 7月9日(金)	①関係機関からの情報提供(ハローワーク新発田、新潟テクノスクール、とよさか福祉会) ②在宅での就労系障がい福祉サービスの利用について ③就労定着支援事業利用者への定着サービス就労に伴う他機関への引継ぎ方法

【成果】

- (1) ハローワーク新発田(障がい者雇用について)や新潟テクノスクール(障がい者の実践能力習得訓練等について)の取り組みや、とよさか福祉会で受託している農福連携コーディネーター配置事業(農業と福祉分野を結び付けて双方の発展を図るために農作業の受注開拓や調整等を行う事業)について、就労系障がい福祉サービス事業所および相談支援事業所で共有した。
- (2) 原則、通所でのサービス利用となる就労系障がい福祉サービスについて、在宅で利用できる制度の活用方法について共有した。
- (3) 就労定着支援事業が終了予定の方の支援を他機関(障がい者就業・生活支援センター等)へ引継ぐ方法について、就労移行支援事業所(兼 就労定着支援事業実施事業所)及び相談支援事業所、行政、障がい者就業・生活支援センターで「引継ぎフローチャート」を作成・共有し、就労支援が途切れない仕組みづくりを行った。

※就労定着支援

就労系福祉サービス等から一般就労への移行にともなう環境の変化による生活面の課題に対応し就労が継続できるよう、障害定着支援事業所職員が訪問等により必要な支援を行う。サービス支給期限：最長3年

【課題】

- (1) 異業種である農業と、福祉のさらなる連携が必要である。
- (2) その他、令和3年度に開催した部会において、確認された課題はなし。

新発田市地域生活支援拠点システムについて

1 運用開始までの経過

○新発田市自立支援協議会「暮らし部会」を中心に検討



○新発田市自立支援協議会「全体会」

令和3年10月8日 地域生活支援拠点等の整備の方向性を検討

令和4年1月27日 地域生活支援拠点システムの運用方法等を検討



○令和4年3月10日 障がい福祉サービス事業所等に対する説明会を開催



○令和4年4月1日 運用開始（事業所及び利用者の登録を開始）

2 新発田市の地域生活支援拠点システムについて

別紙1～3参照

3 登録状況（令和4年6月1日現在）

（1）事業所の登録

事業所名	事業の種類	所在地	担う機能					開始日
			①	②	③	④	⑤	
自立生活センター 新発田	指定特定相談支援事業	市内大栄町	○	○	○			R4.4.1
かどるあっぷ	指定特定相談支援事業	市内五十公野	○					R4.5.1
緑風園	施設入所、短期入所、生活介護	市内五十公野		○	○			R4.4.1

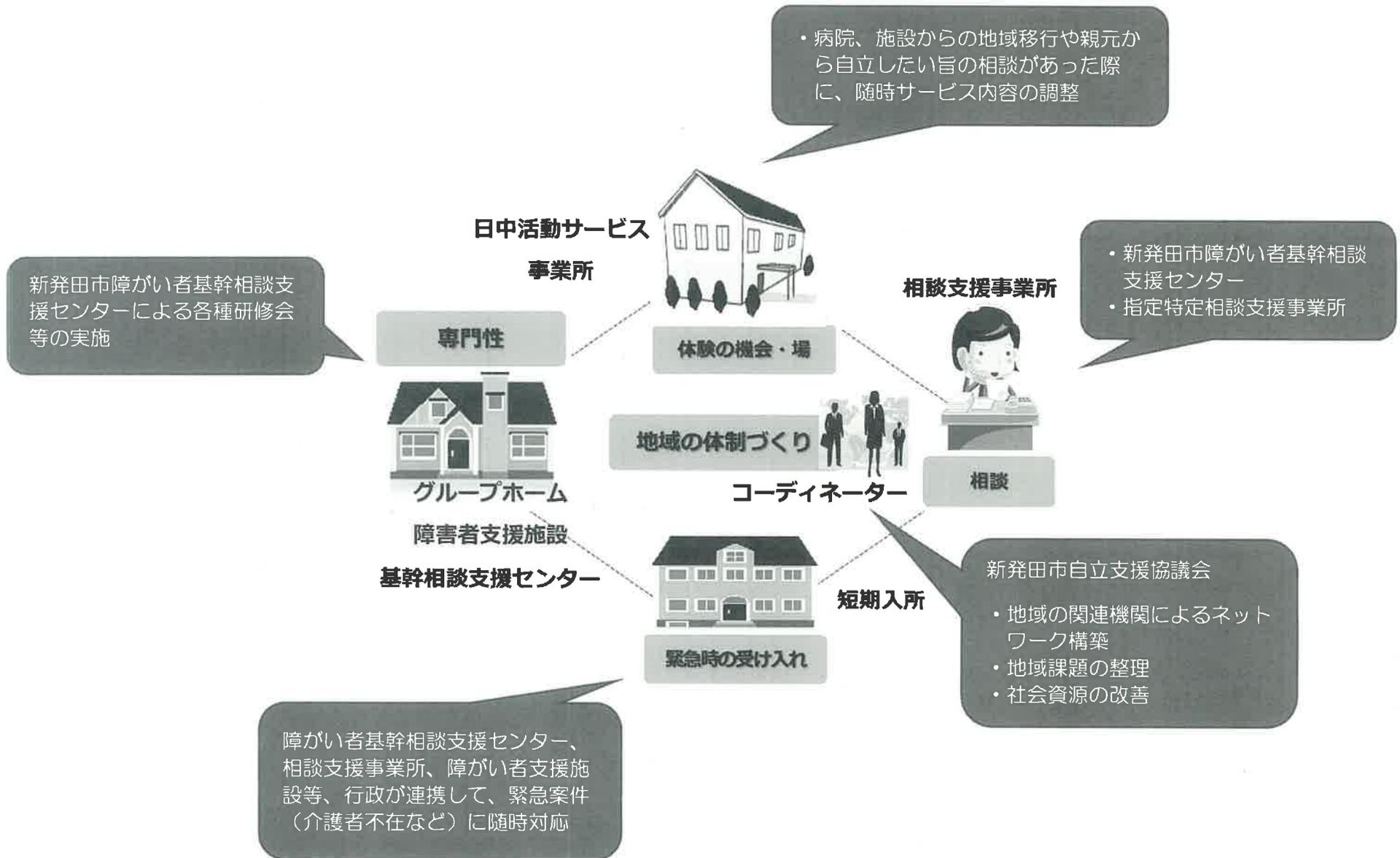
①相談 ②緊急時の受入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

（2）対象者の登録 1名

4 今後の対応

- ①現在、短期入所事業所2か所が前向きに検討中であり、事業所内の体制整備等の状況を踏まえ、拠点登録に向けて引き続き助言等の支援をしていく。
- ②未登録事業所、説明会不参加の事業所、高齢福祉サービス事業所等へ改めて説明するとともに、各事業所の課題を把握し、必要な体制整備等の働きかけや支援を行う。
- ③登録事業所の利用者をはじめ利用対象者に制度内容を周知し、事前の登録を促す。
- ④今後の更なる拠点システムの充実を図るため、引き続き暮らし部会を中心に、対象者の拡大や取組内容の拡充について検討する。

【別紙1】地域生活支援拠点システムから見た本市の現状について



【別紙2】地域生活支援拠点システムにおいて居住支援のための機能を担う各機関の役割について

機能を負担する主な機関	地域生活支援拠点等の機能				
	相談	緊急時の受入・対応	体験の機会・場	専門的人材の養成・確保	地域の体制づくり
	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	病院、施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能
地域自立支援協議会				・児童部会において、医療的ケア児等に関する専門的な連携及び支援の体制について協議をする。 ・医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害のある方に対して、各専門部会を活用し、専門的な対応ができる人材育成のための研修を実施する。	・地域自立支援協議会において、拠点システムの運用状況について把握し、課題の検討を行う。
基幹相談支援センター	電話や訪問による相談支援を実施するほか、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の後方支援を実施。	・対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。 ・緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。	・病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。		
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	利用者のサービスの利用調整を行う。 新発田市では24時間365日対応できない事業所が多い。	・短期入所による対応が必要な場合、まずは利用できる短期入所事業所を探す。見つからない場合は地域生活支援拠点の登録事業所を利用する。 ・対象者が障害支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、特例介護給付費の利用を含め市社会福祉課に相談する。			
地域移行支援事業所					
地域定着支援事業所	24時間365日利用者の緊急時には電話や訪問による相談支援を実施。 新発田市では利用できる事業所が少ない。				
短期入所事業所 訪問系サービス事業所 医療機関		特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点から緊急受入・対応の要請があった場合、できる限り協力する。			
グループホーム 日中活動系サービス事業所 1人暮らしの同居管理者			特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。		

しばたしちいきせいかつしえんきよてんしすてむ
新発田市地域生活支援拠点システム

きんきゅうじ うけい たいおう かか じぜんとうろく あんない
緊急時の受入れ・対応に係る事前登録のご案内

ご家族の方の急病や事故などの緊急時に、障がいのある方が一時的に短期入所等のサービスを受けられるよう支援します。

ご利用にあたっては、個々の事情に合った迅速な支援を行うため、事前の登録が必要となります。ご家族の緊急時に支援が必要な方は、突発的な事態に備えて事前登録をお願いします。

◆事前登録のできる方

以下のいずれにも該当する方

- ① 新発田市にお住まいで、原則、家族等と同居されている方
- ② 介護者や保護者の急病等の理由により、介助や見守りができず障がいのある方が家で一人になるような突発的な事態が発生した場合に、支援が見込めない方
- ③ 障がい福祉サービスを利用されている方(障害福祉サービス受給者証をお持ちの方)

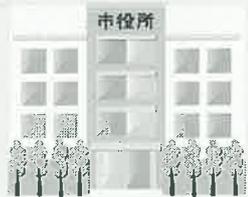
りよう なが
利用の流れ

① 事前登録



【相談・説明】

本人・家族から相談支援専門員に相談。相談支援専門員が説明を行います。



【事前登録】

利用登録申請書を新発田市役所に提出します。



【情報共有】

事前登録された情報は関係機関で共有し、緊急時に備えます。

② 緊急時利用



本人・家族



【連絡】

本人・家族から相談支援事業所等へ連絡します。

相談支援事業所



【調整】

相談支援専門員により短期入所事業所等の調整を行います。

短期入所事業所



◆緊急時の受入れ・対応に関するQ&A

Q1 どのようなときに、緊急時の支援を受けることができますか？

介護されているご家族等の方に緊急事態が発生し、残された本人が生活を維持できない場合などに、短期入所等の入所の支援を受けることができます。

(例：ご家族の方が緊急入院され、本人が自宅に1人で残されてしまった。

親族が急に亡くなり、葬儀の手配をしなければならなくなり、本人をみることができない。)

※相談支援専門員等により、緊急事態の詳細、代替手段の有無を確認のうえ、緊急利用を判断します。事前登録段階で短期入所等を確認するものではありませんのでご注意ください。

Q2 事前登録の手続きはどのように進めたいですか？

担当の相談支援専門員にご相談ください。相談支援専門員が説明を行います。登録を希望される場合には利用登録申請書に記入してください。

Q3 事前登録に費用はかかりますか？

事前登録には費用はかかりません。

ただし、短期入所等を利用した場合には、利用料のかかる場合があります。また、宿泊料や食費等の実費負担が発生します。

Q4 登録情報が共有される関係機関はどこですか？

相談支援事業所、短期入所事業所、新発田市役所、新発田市障がい者基幹相談支援センターで共有し、緊急時に備えます。また、医療機関等必要な関係機関との情報共有を行う場合もあります。

※事前登録で得た個人情報、新発田市が定める個人情報保護条例に基づき取り扱います。

【お問い合わせ】

相談支援事業所〇〇

新発田市障がい者基幹相談支援センター

新発田市社会福祉課障がい福祉係

0254-

0254-20-3050

0254-28-9223

住みよいまち日本一
健康田園文化都市・しばた

新発田市
Shibata City

第6期新発田市障がい福祉計画 進捗状況

本計画では、国の基本方針を踏まえ、地域の実情に応じた目標を設定することとしており、令和元年度を現状値として、計画期間（令和3年度～5年度）の最終年度である令和5年度の目標値を設定しています。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

ア 令和5年度末の地域生活への移行者数を、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上とすることを基本とする。

イ 令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
施設入所者数	123人	127人			120人
削減数		-4人	-	-	3人
削減率（国の基本指針イ）		-3.3%	-	-	2.4%
地域生活移行者数		1人			2人
地域移行率（国の基本指針ア）		0.8%	-	-	1.6%

※地域生活移行者数：施設入所からグループホーム等へ移行した者の数

○進捗状況と今後の方向性

地域生活に移行する人を地域において受け入れられる体制が十分でないことも進捗しない原因であると考えられるため、グループホームなどの地域資源の充実に一層努めていく。

（2）地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の数		0			1
運用状況の検証及び検討の実施回数		0			年1回

○進捗状況と今後の方向性

地域生活支援拠点等の整備について、令和4年3月10日に障がい福祉サービス事業所等に対して説明会を開催し、令和4年4月1日から「新発田市地域生活支援システム」の運用を開始した。

また、新発田市自立支援協議会において、当該事業の実施状況について検証し、機能の充実を図っていくこととした。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和元年度の移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。

この際、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を次のとおり定める。

- ・就労移行支援事業：1.30倍以上
- ・就労継続支援A型事業：おおむね1.26倍以上
- ・就労継続支援B型事業：おおむね1.23倍以上

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
一般就労移行者数 令和元年度との比較	10人	7人 0.70倍	-	-	13人 1.3倍
就労移行支援事業 令和元年度との比較	8人	7人 0.88倍	-	-	10人 1.25倍
就労継続支援A型事業 令和元年度との比較	0人	0人 -	-	-	1人 -
就労継続支援B型事業 令和元年度との比較	2人	0人 -	-	-	2人 1.0倍

② 就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】

各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
一般就労移行者数		7人			13人
就労定着支援事業利用者数 上記の割合		5人 71.4%	-	-	7人 53.8%

③ 就労定着支援事業の就労定着率

【国の基本指針】

令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：過去3年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者数の割合（平成30年度報酬改定の考え方）

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
就労定着支援事業所の数		3か所			3か所
就労定着率8割以上の事業所数 上記の割合		3か所 100.0%	-	-	2か所 66.7%

○進捗状況と今後の方向性

一般就労への移行を増加させるためには、受け入れる事業者の理解が不可欠であり、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと連携し、引き続き、障がいのある人の就労を支援していく。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無		有			有
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の有無		有			有

○進捗状況と今後の方向性

令和2年4月1日に「新発田市障がい者基幹相談支援センター」を設置し、実施体制を確保した。今後も同センターを中心に、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化を進めていく。

(5) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項目	現状値	実績値			目標値
	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制の有無		有			有

○進捗状況と今後の方向性

新発田市自立支援協議会において、各部会の機能を活用しながら、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取組を協議していく。

第2期新発田市障がい児福祉計画 進捗状況

本計画では、国の基本方針を踏まえ、地域の実情に応じた目標を設定することとしており、計画期間（令和3年度～5年度）の最終年度である令和5年度の目標値を設定しています。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

① 障がい児支援の提供体制

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村において、

- ・ 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	1か所			1か所
保育所等訪問支援の提供体制	0			1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	0			1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所			1か所

○進捗状況と今後の方向性

地域の実情を踏まえ、必要に応じて、保育所等訪問支援の提供体制、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について関係部署等と協議の上、整備を進めていく。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの設置

【国の基本指針】

令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項目	実績値			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和5年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の有無	有			有
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	無			有

○進捗状況と今後の方向性

新発田市自立支援協議会の児童部会において、医療的ケアが必要な児童への関わり方、コーディネーターの配置などについて、引き続き検討を行っていく。

日中サービス支援型共同生活援助の評価等について

1 評価等の流れ

〈日中サービス支援型共同生活援助の運営における評価等〉

- ・ 指定後に協議会等から定期的な評価を受けることが義務付け
- ・ 事業指定の申請段階においても、県知事が必要と認める場合には、協議会等から運営方針や事業計画等の評価が必要
- ・ 当市においては、新発田市自立支援協議会で評価を実施

事前の評価（県知事の求めに応じて）

(1) 事業実施予定事業者からの事前評価の申出

事業実施に係る県への事前相談において、市協議会の事前評価が必要と県から指示があった場合は、県への指定申請書類等の提出期限等を考慮し、遅くとも事前評価が必要な時期の2か月前（※協議会開催等の調整が必要なため）までに、市協議会事務局（新発田市社会福祉課）に申し出る。

(2) 市協議会に必要書類を提出

市協議会の開催方法等の決定後、市協議会が指定する期日までに、様式1の「日中サービス支援型グループホームの実施計画」に、事業所の位置図、平面図、勤務体制がわかる資料、その他市協議会が必要とする資料を添付して、市協議会事務局（新発田市社会福祉課）に提出する。

(3) 市協議会における評価の実施

事業実施予定事業者は、様式1の「日中サービス支援型グループホームの実施計画」等を基に事業内容について説明を行い、市協議会からの要望、助言等を聴く。※会議に出席の上、事業説明を行うことを基本とするが、県への申請期限の関係や市協議会の都合によって会議が開催できない場合は、書面協議での評価とする。

(4) 評価結果の報告

市協議会は、事業実施予定事業者に評価結果（要望、助言等）を通知するものとし、事業実施予定事業者は、指定申請書類に当該通知を添付して県へ提出する。

指定後の定期的な評価（年1回以上）

（1）市協議会に必要書類を提出

指定事業者は、市協議会の開催時期等の決定後、市協議会が指定する期日までに、様式2の「日中サービス支援型グループホームの実施状況報告」、その他市協議会が必要とする資料を市協議会事務局（新発田市社会福祉課）に提出する。

※毎年度、第1回協議会を概ね6月頃に開催することとし、定期的な評価を行うものとする。

（2）市協議会における評価の実施

指定事業者は、様式2の「日中サービス支援型グループホームの実施状況報告」等を基に事業の実施状況について説明を行い、市協議会からの要望、助言等を聴く。

（3）評価結果の報告

市協議会は、必要に応じて指定事業者に評価結果（要望、助言等）を通知するものとし、指定事業者は、市協議会における評価を尊重し、当該事業の質の向上に努めるものとする。

【イメージ】



2 評価の視点

- 常時の支援体制を確保し、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるか。
- 利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることなく、個々の利用者に対して適切な障害福祉サービス等の利用が図られているか。
- 日中活動サービス等を利用することができず、日中を住居で過ごす利用者の支援に当たって、当該利用者の意向を踏まえた個別支援計画に基づいて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めているか。

3 当市の状況

(1) 指定事業所 2事業所

1	事業所名	叶音C
	所在地	新発田市御幸町2丁目15番9号
	法人名	社会福祉法人 のぞみの家福祉会
	事業開始日	令和3年4月
2	事業所名	ソーシャルインクルーホーム新発田本田
	所在地	新発田市本田字雁堀地内（JR羽越本線 月岡駅前）
	法人名	ソーシャルインクルー株式会社
	事業開始日	令和4年3月

【様式1】

日中サービス支援型グループホームの実施計画

年 月 日

1 施設概要

・立地は適切か（位置図も参照）

⇒住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるか

事業開始日					
法人名称					
事業所名称					
住居所在地					
定員	共同生活援助	名	短期入所	名	
職員配置	日中	世話人	名	(常勤換算後)	名
		生活支援員	名	(常勤換算後)	名
	夜間	世話人	名	(常勤換算後)	名
		生活支援員	名	(常勤換算後)	名

2 利用者見込

・利用見込に対して、常時の支援体制が確保されているか

⇒昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員が配置されているか。

障がい種別	身体	名	知的	名	精神	名	難病	名
支援区分	区分6	名	区分5	名	区分4	名	区分3	名
	区分2	名	区分1	名	非該当	名	合計	名
年齢	～20代	名	30代	名	40代	名		
	50代	名	60代～	名	合計	名		
日中の状況	通所する利用者		名	主にグループホーム内で過ごす人			名	

【その他】

・必要となる住居内のスペースや設備等が確保されているか（平面図を参照）

⇒日中過ごせる交流スペースは確保されているか

3 運営状況

<p>事業を開始する理由・目的</p>	<p>・ 事業の必要性は妥当か ⇒他のグループホーム類型ではなく、日中サービス支援型による指定を必要とする理由は適切か</p>
<p>日中サービスの提供（日中をホームで過ごす利用者にとどのような支援の提供を考えているか）</p>	<p>・ 外部の日中活動サービス等を利用できない利用者への日中サービスの提供内容は適切か ⇒必要と思われるサービスが提供されていない、提供されない時間帯があるなどの問題はないか</p>
<p>地域住民との交流</p>	<p>・ 地域との交流が希薄とならないような取組は考えられているか</p>
<p>外出や余暇活動等の社会生活上の支援</p>	<p>・ 日中を住居で過ごす利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の支援をどのように考えているか</p>
<p>相談支援事業所や他のサービス事業所等との連携</p>	<p>・ 利用者の意思確認が適切に実施されるよう相談支援事業所との連携が確保されているか ⇒個々の利用者に適切なサービスの利用が図られるように考えているか ※当該グループホーム運営においては、利用者の意向に反して、日中活動サービス等の利用が制限されることがないようにホーム運営事業者と相談支援事業者が異なっていることが望ましいとされている。</p>
<p>短期入所の利用（受入れに対する考え）</p>	<p>・ 当該グループホームの類型は、地域生活支援拠点等の考えを踏まえたもので、緊急一時的な受入れに対して積極的な考えであるかどうか</p>
<p>その他（独自に取り組むことなど）</p>	

【様式2】

日中サービス支援型グループホームの実施状況報告

(事業実施期間： 年 4 月 1 日から 年 3 月 3 1 日まで)

年 月 日

1 施設概要

事業開始日									
法人名称									
事業所名称									
住居所在地									
定員		共同生活援助		名		短期入所		名	
職員配置	日中	世話人		名		(常勤換算後)		名	
		生活支援員		名		(常勤換算後)		名	
	夜間	世話人		名		(常勤換算後)		名	
		生活支援員		名		(常勤換算後)		名	

2 利用者の状況

障がい種別	身体	名	知的	名	精神	名	難病	名	
支援区分	区分6	名	区分5	名	区分4	名	区分3	名	
	区分2	名	区分1	名	非該当	名	合計	名	
年齢	～20代	名	30代	名	40代	名	/		
	50代	名	60代～	名	合計	名			
日中の状況	通所する利用者		名		主にグループホーム内で過ごす人			名	

3 運営状況

<p>日中・土日を含めた常時の支援体制の確保</p>	<p>・常時の支援体制が確保されているか ⇒昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員が配置されているか。</p>
<p>地域住民との交流</p>	<p>・地域との交流が希薄とならないような取組は行われているか</p>
<p>日中サービスの提供（日中をホームで過ごす利用者にとどのような支援を提供しているか）</p>	<p>・外部の日中活動サービス等を利用できない利用者への日中サービスの提供内容は適切か ⇒必要と思われるサービスが提供されていない、提供されない時間帯があるなどの問題はないか</p>
<p>外出や余暇活動等の社会生活上の支援</p>	<p>・日中を住居で過ごす利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の支援が行われているか</p>
<p>相談支援事業所や他のサービス事業者等との連携</p>	<p>・利用者の意思確認が適切に実施されるよう相談支援事業所との連携が確保されているか ⇒個々の利用者に適切なサービスの利用が図られているか ※利用者の意向に反して、日中活動サービス等の利用が制限されないことがないようホーム運営事業者と相談支援事業者が異なっているか。</p>
<p>短期入所の利用状況</p>	<p>・当該グループホームの類型は、地域生活支援拠点等の考えを踏まえたもので、緊急一時的な受入れに対して積極的であるか</p>
<p>その他（協議会からの要望や助言等の対応状況や独自に取り組んでいることなど）</p>	

新発田市自立支援協議会設置要綱の一部改正（案）について

1 改正理由

当市において、令和4年4月1日から運用を開始した「地域生活支援拠点システム」について、当協議会において毎年度、実施状況の検証を行い、内容の充実や機能の拡充を図るため、所要の改正を行うもの。

2 実施日

令和4年4月1日

3 新旧対照表

別紙のとおり

新発田市自立支援協議会設置要綱（平成18年告示第187号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○新発田市自立支援協議会設置要綱</p> <p>（略）</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次の事項について協議、調整等を行う。</p> <p>（1） 基幹相談支援センターの事業実績の検証等に関する事。</p> <p>（2） 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事。</p> <p>（3） 困難事例への対応のあり方に関する事。</p> <p>（4） 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。</p> <p>（5） 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。</p> <p>（6） 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する事。</p> <p>（7） 新発田市障がい者計画、新発田市障がい福祉計画及び新発田市障がい児福祉計画に関する事。</p> <p>（8） 分野別の部会の設置及び運営に関する事。</p> <p>（9） その他地域の障害福祉に関して必要な事項</p> <p>（略）</p>	<p>○新発田市自立支援協議会設置要綱</p> <p>（略）</p> <p>（協議事項）</p> <p>第2条 協議会は、次の事項について協議、調整等を行う。</p> <p>（1） 基幹相談支援センターの事業実績の検証等に関する事。</p> <p>（2） 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事。</p> <p>（3） 困難事例への対応のあり方に関する事。</p> <p>（4） 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。</p> <p>（5） 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。</p> <p>（6） 基幹相談支援センター等機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する事。</p> <p>（7） 新発田市障がい者計画、新発田市障がい福祉計画及び新発田市障がい児福祉計画に関する事。</p> <p><u>（8） 地域生活支援拠点等の整備に関する事。</u></p> <p>（9） 分野別の部会の設置及び運営に関する事。</p> <p>（10） その他地域の障害福祉に関して必要な事項</p> <p>（略）</p>

附 則
(略)

附 則
(略)

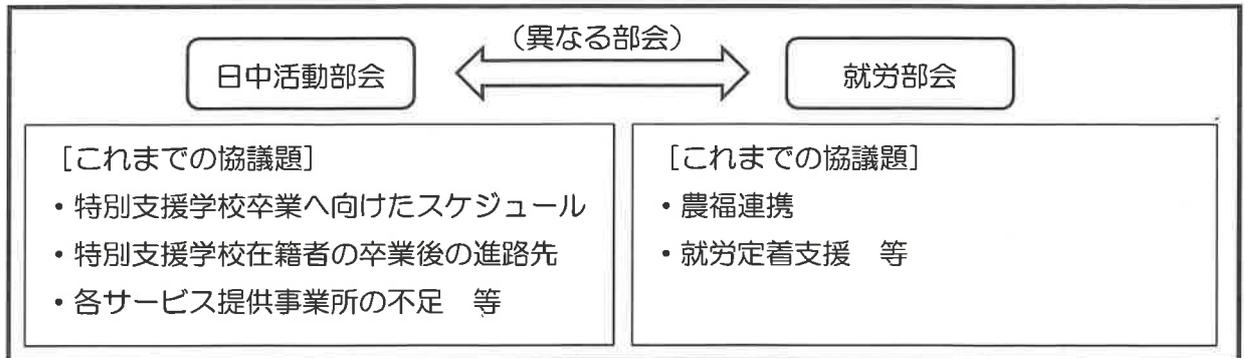
前 文 (令和4年告示第 号) 抄
令和4年4月1日から実施した。

日中活動部会と就労部会の部会統合（再編）について

1 これまでの経過

新発田市自立支援協議会において、日中活動に関する議題を協議する際は、議題の内容に合わせて、日中活動部会または就労部会を選定し協議を進めてきた。

[現行の部会構成イメージ図]



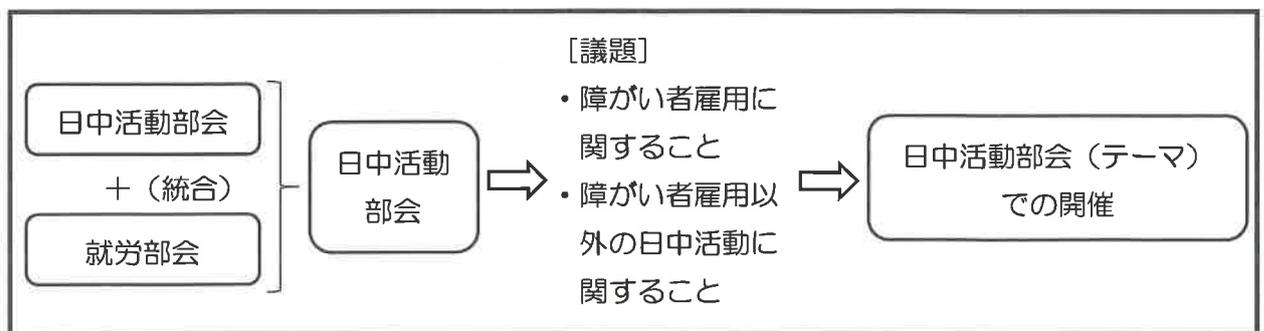
2 課題

日中活動に関する議題は、日中活動部会または就労部会で協議してきたが、どちらの部会でどのような議題を協議すべきかの棲み分けが曖昧な状態だった。

3 今後について

日中活動部会と就労部会を統合し、部会の名称を『日中活動部会』とする。

[部会統合後のイメージ図]



相談支援部会の座長制について

1. 課題

現在まで各部会の司会・進行を事務局である基幹相談支援センター職員が務めてきたが、地域課題の解決に向けた、より活性化部会運営をしていくためには、部会のあり方を検討する必要がある。

2. 対応

課題解決に向けた協議を活発化していくため、相談支援部会において試験的に座長制を導入することが考えられる。

3. 座長制にすることで期待できること

相談支援部会において、構成員である相談支援事業所の相談支援専門員の中から座長を選任し、司会・進行を務めていただくことで活発な意見交換につながり、課題解決に向けた方策に広がりや深まりが期待できる。

4. 事務局の役割

相談支援部会の開催前に座長と事前打ち合わせし、開催計画・立案する。

令和3年度 新発田市障がい者基幹相談支援センター実績報告

【相談支援対象者】

○障がい種別(実人数)

	実人数	身体障がい	重症心身障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	高次脳機能障がい	難病	その他
男性	124	7	4	31	49	28	2	2	1
女性	124	9	2	33	52	26	0	2	0
合計	248	16	6	64	101	54	2	4	1
内新規件数	158	9	6	32	70	37	0	3	1

○年代別(実人数)

年代	未就学	小学生	中学生	15～17	18～20	21～29	30～39	40～49	50～59	60～64	65～	計
人数	8	17	20	5	16	52	39	35	32	10	14	248

○支援内容(延べ件数)

支援内容	福祉サービスの利用等	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係	家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	計
件数	907	39	129	229	87	257	163	52	58	102	60	43	2,126

【業務種別(延べ件数)】

	件数	合計	
障がい者(児)総合専門相談	福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)	787	861
	社会資源を活用するための支援	7	
	社会生活力を高めるための支援	0	
	ピアカウンセリング	2	
	権利擁護のために必要な援助、取組	55	
	専門機関の紹介	10	
新発田市自立支援協議会の運営	困難事例への対応の在り方に関する協議、調整	16	64
	地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議	4	
	地域の社会資源の開発及び改善	0	
	分野別の部会等の設置、運営等	44	
総合的・専門的な相談支援		797	
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言	287	389
	地域の相談支援事業者の人材育成	27	
	地域の相談機関との連携強化の取組	21	
	学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言	54	
	モニタリング結果及びセルフプラン事例の検証	0	
地域移行・地域定着促進の取組	障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発	3	4
	地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート	1	
その他	その他(研修等)	27	
計		2,142	

【相談支援件数(延べ件数)】

	利用者	関係機関	合計
電話	473	752	1,225
訪問	338	328	666
来所	105	77	182
同行	91	53	144
会議	79	248	327
メール	6	24	30
その他	2	11	13
合計	1,094	1,493	2,587

関係機関内訳	電話	訪問	来所	同行	会議	メール	その他	合計
サービス提供事業所	280	108	13	6	57	4	0	468
相談支援事業所	135	97	26	20	91	3	4	376
教育機関	58	47	4	1	32	13	2	157
未就学	2	4	1	0	4	0	0	11
高齢	20	3	1	0	6	0	2	32
医療機関	47	26	2	3	14	0	2	94
行政	141	29	14	22	37	4	1	248
その他	69	14	16	1	7	0	0	107
合計	752	328	77	53	248	24	11	1,493

令和4年度 新発田市障がい者基幹相談支援センター事業計画

1 運営方針

新発田市では、第6期新発田市障がい者計画に地域共生社会の実現に向けた地域づくりが掲げられていることから、障がい者基幹相談支援センターの運営にあたっては、地域の実情等を踏まえながら、各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施するほか、地域の相談支援体制の強化に取り組む。

2 重点目標

目標	課題	令和3年度の実施内容	成果と課題	令和4年度の実施予定
相談支援専門員の人材育成を行う。	相談支援専門員のケースにおける困りごとに対する支援が必要である。	地域の相談支援事業所を訪問（来所）し、困りごとに対して助言等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 地域の相談支援専門員から相談があったケースについて、相談支援専門員への助言や、対象者宅に訪問する等、必要な対応を行った。 相談支援事業所を対象とした事例検討会（1回）と各相談支援事業所への巡回訪問（来所）を行い、相談支援専門員への助言等を行った。 	継続して実施する。

3 業務内容

(1) 総合相談

障がい種別や各種ニーズに対応する総合的かつ専門的な相談支援を行う。また、障がい児・者ご本人・ご家族および関係機関からの相談に応じる。

〈実施内容〉

ア 福祉サービスの利用援助（相談、情報提供、ケアマネジメント等）

イ 社会資源を活用するための支援（各種支援施設に関する助言・指導等）

ウ ビアカウンセリング

エ 権利擁護のために必要な援助・取組

目標	課題	令和3年度の実施内容	成果と課題	令和4年度の実施予定
基幹相談支援センターが障がい者を対象とした総合相談窓口であることを周知する。	障がい者基幹相談支援センターの役割について、周知拡大が必要である。	<p>チラシの設置箇所を増やす。</p> <p>〈設置済みの場所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹センター ・市役所 ・すずき医院 <p>〈新たな設置場所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流センター ・イクネス ・生涯学習センター ・医療機関（県立新発田病院・有田病院・しばた心と体クリニック） 	<ul style="list-style-type: none"> 新発田市障がい者基幹相談支援センターの紹介チラシを新たに、「地域交流センター（あおり館・きやり館・中央地域包括支援センター）」「イクネスしばた」「生涯学習センター」「医療機関（県立新発田病院・有田病院・しばた心と体クリニック）」に設置した。 特別支援学校での進路説明会、特別支援教育コーディネーター研修会、福祉サービス利用説明会、新発田市地域包括支援センター職員等研修会で当センターの紹介を行った。その結果、関係 	関係機関への紹介チラシの設置及び研修会等で当センターに関する紹介を継続する。

目標	課題	令和3年度の実施内容	成果と課題	令和4年度の実施予定
<p>相談者に社会資源の最新情報を提供する。</p>	<p>社会資源を有効に活用するための情報を整理する必要がある。</p>	<p>(ア) 社会資源をファイルしているリーフレット等を最新にする。 (イ) 新設の社会資源の情報収集を行う。</p>	<p>機関から当センターへの相談に繋がったケースもあった。</p> <p>(ア) 更新されたリーフレットを最新のものに差し替えた(マザーアース、さんさん館i、ジョブプレイス夢ある小路等)。 (イ) 放課後等デイサービス(らいふあかりもも、Calm、にこふるポップ)、グループホーム(叶音、アザレア月岡2番館、ソーシャルインクルーホーム)の情報収集を行った。</p>	<p>既存の社会資源に加え、新設された社会資源の情報収集・情報提供を継続する。</p>
<p>障がいのある仲間同士による支援に協力する。</p>	<p>ピアカウンセリングの実施が継続できる。</p>	<p>(ア) 下越圏域で実施している「Hands to Hands」の定例会に参加・協力する。 (イ) 地域のピアの集まり(親の会等含む)へ参加する。</p>	<p>(ア) 「Hands to Hands」定例会の参加・協力(4/15、7/16) (イ) いなほの会「キューブ」への参加・協力(2/26)、若者交流会への同行</p>	<p>継続して実施する。</p>
<p>(ア) 権利擁護に関する制度・事業等について、周知・説明を行う。 (イ) 虐待対応について、他機関と連携し各々の役割の中で対応する。</p>	<p>(ア) 将来の不安を抱えた障がい者及びその家族が少なくないことから、権利擁護に関する制度・事業の啓発や、適宜、他機関につなぐ対応が必要である。 (イ) 虐待が疑われる等のケースについて、関係機関と連携し、対応する。</p>	<p>(ア) 成年後見制度・日常生活自立支援事業等に関する制度・事業について相談者等に分かりやすく説明し、必要に応じ、成年後見センター等につなぐ。 (イ) 障害者虐待が疑われる等のケースについて、虐待防止センターに通報し、ケース対応する。</p>	<p>(ア) 将来の生活に不安を感じているご本人とご両親へ、成年後見制度について説明し、成年後見センター(新発田市社会福祉協議会)と連携しながら利用へ向けた手続きを進めた。 (イ) 経済的虐待が発生するリスクの高いケースに対して、関係機関と連携を図り、権利擁護の視点に基づきながらサービス調整等を行った。</p>	<p>継続して実施する。</p>

(2) 地域の支援体制作り

障がいのある方が地域で生活を続けられるよう、障がい分野やフォーマル・インフォーマルに関わらず、包括的なネットワークづくりを行う。

〈取組内容〉

- ア 相談支援事業所の情報提供
- イ 地域資源のコーディネート
- ウ 子ども・高齢分野との連携
- エ 地域移行・地域定着の促進

目標	課題	令和3年度の実施内容	成果と課題	令和4年度の実施予定
各種の相談機関等と会議の開催・参加等により連携の強化を図る。特に教育・高齢分野との連携強化に取り組む。	他機関との連携において、多職種の専門職が各自の専門性を発揮し、対象者への適切な支援ができるよう、ネットワークを構築する必要がある。	<p>(ア) 高齢分野との連携を図るため、包括主催の研修会等の取組みに協力する(年1回程度)。</p> <p>(イ) 教育分野の現状把握を行うと共に、その中で教育機関と基幹との連携の在り方を検討する。</p> <p>(ウ) その他、関係機関が主催する会議等に参加する。</p>	<p>(ア) 新発田市地域包括支援センター職員等研修において、障がい福祉制度および障がい者支援(サービス利用をするまでの流れや計画作成の視点について)を内容とした講義を行った。</p> <p>(イ) について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機関との連携において、教育機関(S S W)と現状把握のための面談を定期的に持つ仕組み作りを行った。 ・特別支援学校での進路説明会や個別懇談に出席し、福祉サービスの情報提供その他必要な支援を行うことで、連携強化につながった。 ・普通高校に個別的な相談支援に入ることはできたが、連携強化に関する仕組み作りまでには至らなかった。 <p>(ウ) 毎月1回、新発田市が主催する支援調整会議へ相談員1名が出席し、障がい福祉の視点から助言等を行った。</p>	個別ケースを通じて、民生委員や普通高校との連携方法を検討する。
地域移行・地域定着の普及啓発を図る。	市内の医療機関等において、地域移行・地域定着の制度理解を深める。	市内の医療機関との情報交換の機会を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・有田病院と地域移行・地域定着について情報交換会を行った(11/30)。精神科病院に入院する方の高齢化が進んでいることが分かった。 ・市外の入所施設を利用していた方で、市内での生活を希望する方に対して、グループホームへの移行支援に対する指導・助言を行った(2名)。 	下越圏域の部会において、地域移行・地域定着普及に向けた進め方を検討する。

(3) 相談の支援体制づくりと人材育成

地域における相談支援体制の整備と個別支援から地域支援体制づくりができる人材育成を行う。

〈取組内容〉

ア 相談支援専門員が支援困難と感じているケースの把握

イ ケースにおいて困難な課題を抱えた相談支援専門員に対する支援

ウ 研修等を通じた相談支援専門員の人材育成

目標	課題	令和3年度取組内容	成果と課題	令和4年度取組予定
地域の相談支援専門員に対する訪問等で専門的な指導・助言を行い、相談支援専門員のスキル向上を図る。	<p>(ア) 困難ケース等への対応方法について、基幹職員に対する助言の要望があることから、個別ケースの把握が必要である。</p> <p>(イ) ケースによっては、相談支援専門員（相談支援事業所）が単独で対応するには困難な場合がある。</p>	<p>地域の相談支援事業所を訪問（来所）し、ケースにおける困りごとの把握及び必要な助言を行なう（1事業所につき年2回程度）。また、個々の相談支援専門員に対して必要により協働し、直接的支援（フォローアップ）を行う。</p>	<p>(ア) について</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新発田市における相談支援専門員へのアンケート調査」を行い、7つの相談支援事業所（市内6箇所・市外1箇所）の相談支援専門員（17人）から回答を得た。このアンケートから相談支援業務においてどのようなケースを対応しているか、又、ケース支援における困りごとの概要等についての把握ができた。 7つの相談支援事業所（市内5か所・市外2か所）について、1事業所あたり2回ずつ訪問（来所）し、ケースにおける助言や、対象者宅への訪問等、必要な対応を行った。 <p>(イ) 家族が急遽倒れたケース支援（8050問題）や医療的ケアが必要な方のサービス調整、学校と連携する方法等のアドバイスや相談支援専門員への同行、ケース会議の同席等によるフォローアップを行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度実施した巡回訪問を継続する。 随時、新任の相談支援専門員に指導・助言を行う。 下越圏域の相談支援部会へ参加し、他市の基幹センター等と連携しながら、相談支援専門員の人材育成の進め方を検討する。
相談支援専門員の支援力強化に資するため、ケアマネジメントにおける対応力の向上を目的に研修等を実施する。	<p>特定相談支援事業所は市内6箇所あるが、そのうち相談支援専門員が1人のみの事業所が半数を占め、組織内ではOJT等のサポートが得られにくい。</p>	<p>(ア) 相談支援従事者養成・育成の法定研修プログラム実施（インターバル実習）について、協力をする</p> <p>(イ) 事例検討会を開催する（適宜）</p>	<p>(ア) 相談支援従事者養成・育成の法定研修プログラムへの協力（インターバル実習協力および演習指導）を行った。</p> <p>(イ) 地域の相談支援専門員を対象とした事例検討会・情報共有会を開催した（2/28）。</p>	<p>継続して実施する。</p>

<p>地域移行支援・地域定着支援の促進に向けた助言を行う。</p>	<p>地域移行支援及び地域定着支援を実施するにあたり、十分な制度理解ができていない。</p>	<p>地域移行支援・地域定着支援が促進されるよう助言する。</p>	<p>・指定一般相談支援事業所に対し、地域移行支援の利用にあたり報酬、加算の算定方法について助言した。 ・市外の入所施設を利用していた方で、市内での生活を希望する方に対して、グループホームへの移行支援に対する指導・助言を行った（2名）。</p>	<p>継続して実施する。</p>
-----------------------------------	--	-----------------------------------	--	------------------

(4) 新発田市自立支援協議会の運営

自立支援協議会事務局として、関係機関によるネットワーク構築、地域の社会資源の改善・開発、部会の設置・運営を行う。

〈取組内容〉

ア 自立支援協議会における部会運営

目標	課題	令和3年度取組内容	成果と課題	令和4年度取組予定
<p>自立支援協議会における協議を通じ、地域課題の解決に向けた取組を行う。</p>	<p>前年度から引き続いている地域課題及び新たな課題の共有とその解決に向けた取組について協議が必要である。</p>	<p>(ア) 全体会において委員から助言を受ける。 (イ) 地域課題を抽出する仕組みを再検討し、部会運営に反映させる。 (ウ) 広報紙「彩り」の発行による協議会の取組・協議経過の周知を行う(継続)。</p>	<p>(ア) 全体会での委員からの助言を受け、地域生活支援拠点の体制整備に係る検討を、自立支援協議会事務局内で行った。 (イ) 地域生活支援拠点の体制整備に係る検討と合わせて、地域課題を抽出する仕組み(流れ)の整理を行った。 (ウ) 地域生活支援拠点についての記事を掲載する方向で検討したが、運用開始後に広報紙「彩り」を作成することとした。地域生活支援拠点の整備状況を含め、実施年度(令和4年度)に広報紙「彩り」を発行する。</p>	<p>(ア) 地域生活支援拠点の体制整備に係る検討を継続する。 (イ) 地域課題を抽出する仕組み(流れ)を相談部会で提案し、運用を開始する。 (ウ) 広報紙「彩り」へ掲載する記事や発行時期について調整する。</p>